

平成 30 年 6 月 4 日

保護者の皆様

神奈川県立岸根高等学校
校長 上村 恵理子

色覚検査について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、学校における色覚検査については、学校保健法施行規則（平成 14 年 3 月）の改正により、定期健康診断の必須検査ではなくなり、それまで小学 4 年生全員に行われていましたが、以後ほとんどの学校で実施されなくなった経緯があります。

現在では進学における色覚制限はほとんどなく、就職に際しても雇用時の色覚制限は緩和されており、色覚異常に対して門戸は開かれた状態にあります。しかしその一方で、航空・船舶・鉄道・自衛隊・警察・消防などの職業や進学、資格所得に関する色覚制限の他、色覚異常が不利になる職業・作業（調理師、美容師、看護師、介護士、カメラマン、ファッション関連など）を理解しておくことが求められます。

特に色の識別を必要とする職業や国家試験を希望している人にとっては、自分自身の色の見え方を知っておくことは大切です。

そこで本校では、適切な職業・進路選択のために希望者を対象に色覚検査を行います。

色覚検査を希望される方は、申込書にご記入のうえ、6 月 8 日（金）までに担任にご提出ください。

日 時：本人と相談の上決めます

場 所：保健室

検査方法：養護教諭によるスクリーニング検査

検査結果：本人、保護者に通知

（ 問合せ先
養護教諭 川崎
Tel 045(401)7872 ）

平成 年 月 日

色覚検査申込書

色覚検査を希望します

年 組

生徒氏名

保護者名